

介護保険事業計画
～地域包括支援センターの取り組みについて～

第2回策定市民委員会資料

令和5年9月7日

地域包括支援センターの設置・運営

地域包括支援センターは、7つの日常生活圏域ごとに1カ所ずつ設置。
社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の3つの専門職が配置され、
チームで各種相談等へ対応している。

◇日常生活圏域の状況と包括支援センターの人員配置

(R5年3月末)

地区	西部	中部北	中部南	東部北	東部南	阿寒	音別
面積	159.2km ²	17.8km ²	7.0km ²	13.5km ²	18.6km ²	739.25km ²	401.40km ²
人口	45,344人	34,068人	22,913人	30,823人	20,167人	4,131人	1,568人
高齢者人口	13,903人	10,796人	8,125人	11,960人	8,994人	1,833人	664人
高齢化率	30.7%	31.7%	35.5%	38.8%	44.6%	44.4%	42.3%
配置専門職数	9人	8人	7人	8人	7人	3人	3人

※専門職には「地域支援コーディネーター」「認知症地域支援推進員」
「生活支援コーディネーター」を含む

地域包括支援センターの役割

事業名	事業内容
介護予防 ケアマネジメント	介護が必要になるおそれのある高齢者の方や要介護認定で「要支援1・2」の方を対象に、自立した生活を送ることができるよう、サービス利用計画や調整を行う。
総合相談 ・ 支援事業	本人、家族、地域の方から様々な相談を受け、適切なサービスや制度へつなぐなど必要に応じて継続的な支援を行う。
権利擁護事業	虐待の防止や早期発見のため関係機関と連携し必要な援助を行う。消費者被害に対する相談や不動産・預貯金等の財産管理、その他契約等が自分だけでは難しい方へ成年後見制度の活用について必要な支援を行う。
包括的・継続的 ケアマネジメント 事業	地域のケアマネジャーからの相談や困難事例に対する支援の他、暮らしやすい地域にするため様々な関係機関や団体とのネットワークづくりを行う。
その他の 必要な事業	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、認知症高齢者サポート事業、高齢者実態調査事業、地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターの業務実績

◎相談件数

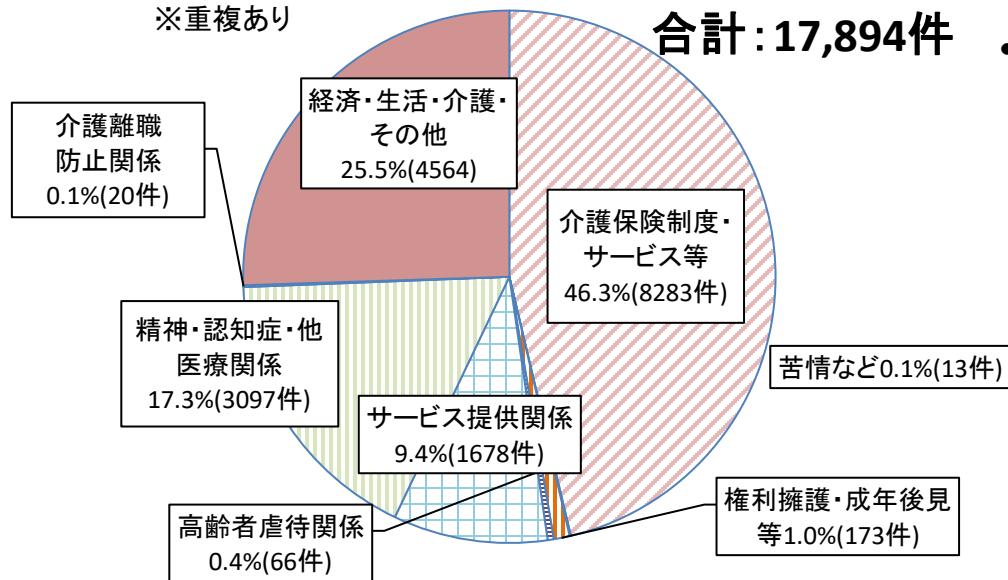
	総合相談 支援事業	介護予防 ケアマネジメント 業務	包括的・ 継続的ケア マネジメント	合 計
令和4年度 (割合)	12,243 28.3%	29,174 67.5%	1,807 4.2%	43,224 100.0%
令和3年度 (割合)	12,370 29.3%	28,093 66.6%	1,718 4.1%	42,181 100.0%
令和2年度 (割合)	10,766 28.6%	25,469 67.7%	1,373 3.7%	37,608 100.0%

令和4年度の相談件数は、前年度よりも1,043件増加するなど、高齢化の進展に伴い年々増加している。

総合相談支援事業(令和5年3月末)

※重複あり

合計:17,894件



総合相談支援事業では、「介護保険制度・サービス等」の相談が、一番多くなっている。

◎地域包括支援センター専門職会議

市と地域包括支援センター間の連携を密にし、情報交換・意見交換・研修等を通じて、地域包括支援センターの課題や状況を共有するとともに、専門性及び資質向上を図る。

会議名	開催回数
・代表者会議 ・認知症地域支援推進員、地域支援コーディネーター会議	各年12回
・保健師等会議 ・社会福祉士会議 ・主任介護支援専門員会議 ・生活支援コーディネーター会議	各年6回

◎介護支援専門員との連絡会議（介護支援専門員連絡会議）

居宅介護支援事業所を中心とした介護支援専門員を対象に、情報交換、課題の検討、事例検討会や研修会等を開催し、ケアマネジメントの質の向上並びに介護支援専門員の支援を行う。

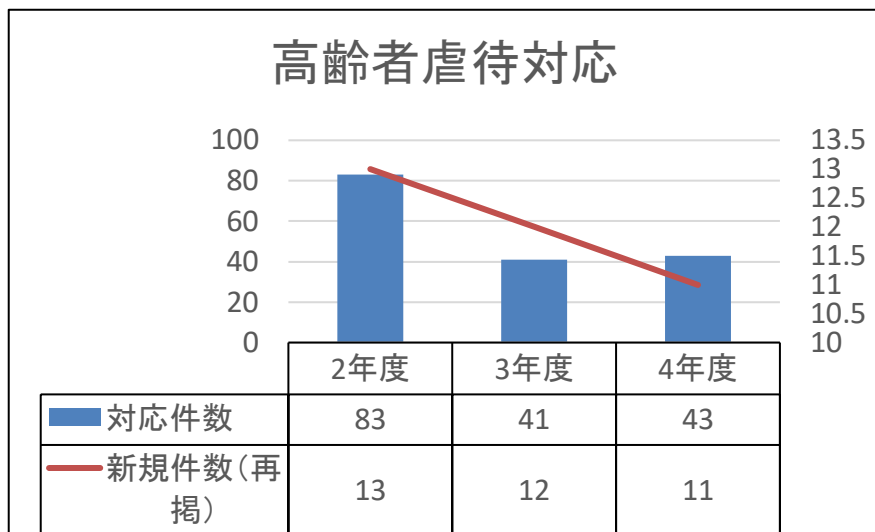
会議名	開催実績
各包括での連絡会議	令和4年度全包括で合計15回開催

◎高齢者虐待対応

◇対応について

- 高齢者虐待については、虐待対応マニュアルに沿い、市と包括が密に連携して迅速に対応している。虐待通報があった場合、当事者等から情報収集を行い、事実確認や緊急性の判断、対応方針について検討を行う。
- 関係機関（釧路警察署、法テラス、釧路市権利擁護成年後見センターなど）との連携を進め、適切な支援策の検討を行う。

◇対応実績（令和5年3月末）



対応状況及び特徴

- 新規対応件数はほぼ横ばい。継続対応はR2→R3で半減。コロナ禍が影響していると思われるが、詳細は不明。経過観察が必要。
- 約7割が身体的虐待となっている。
- 被虐待者は認知症を有している方が半数以上。また、女性が多い。
- 虐待者は男性（夫、息子）が多い。

◎地域包括支援センターの今後の方向性

◇増加する業務への対応

- ・居宅介護支援事業所など、地域における既存資源の効果的な活用や、連携を図りながら、介護予防支援や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

◇複雑化・複合化したニーズへの対応

- ・課題に対応するため、法テラスやリハビリテーションなどの専門職、地域の専門機関との連携強化や対応力の向上を目指す。

◇職員の人材育成

- ・各専門職の専門性に合わせた研修受講機会の確保に努める。

◇高齢者の虐待対応

- ・地域における高齢者虐待に係る対応力の強化を図る。また、相談対応にあたっては、市と地域包括支援センターの連携、協働をさらに強化する。
- ・潜在化しているケースについて把握できるよう、地域の関係者や介護支援専門員との連携をさらに強化する。

論点①：地域包括支援センターの体制整備について

- 増加する業務への対応について
- 複雑化・複合化したニーズへの対応について